

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和3年7月27日（火） 10時00分～10時35分
2. 場 所：第1会議室
3. 事 案 名：ふなばし市民大学校等及び視聴覚センターの見直しについて
4. 出 席 者：市長、辻副市長、杉田副市長、健康福祉局長、市長公室長、総務部長、秘書課長、財政課長
＜所管部局＞生涯学習部長、社会教育課、企画財政部長、行政経営課長

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

視聴覚センターを廃止し、廃止した後ふなばし市民大学校・介護保険課認定調査員詰所・介護認定審査会場を再配置する。

(2) 説明概要

- 視聴覚センターは東町の公共施設（総合教育センター）に所在し、視聴覚教育の振興を図る施設として設置している。
- 視聴覚センターは長年にわたり本市の視聴覚教育の振興に貢献してきたが、パソコンやスマホの普及、インターネットコンテンツの充実など急速な情報化の進展により視聴覚教育を取り巻く環境も変化し、センターの設立当初の目的を達成したと考えられる。
- ふなばし市民大学校・介護保険課認定調査員詰所・介護認定審査会場は、市場に所在する JA いちかわ船橋支店の3～5階を借りて入居し、各種事業を実施しているが、当該施設は旧耐震基準の施設であることから、移転後は新耐震基準の施設で事業展開が可能となる。
- これらの施設の再配置により年間約3,200万円のコスト削減効果がある。

(3) 質疑・意見等

- 現在視聴覚センターを利用している団体は、貸館業務廃止後の活動に支障はないか。
(回答) 公民館等他の公共施設を利用することで活動が可能と考えているが、個別には利用団体に確認中である。
- 現在、視聴覚センターにある教材・機材はどうするのか。
(回答) 貸出実績等を考慮し、郷土資料館等への移管又は廃棄を行う。
- 廃棄にあたっては、学芸員に資料的価値の有無を確認すること。
- 視聴覚センター利用団体に貸館業務廃止後の活動について確認すること。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。